

立地適正化計画の概要と策定スケジュール

1. 立地適正化計画とは…資料1-2

- 平成26年8月改正の「都市再生特別措置法」により、人口減少・高齢化社会に対応した「コンパクト＋ネットワーク」型の都市形成を目的に「立地適正化計画」の制度が創設。
- 計画には、人口減少化でも、一定の人口密度の確保を図るため「居住を誘導すべき区域（居住推進区域）」と「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）」を定める必要がある。
- 令和2年7月31日時点で、全国の542都市が立地適正化計画の具体的な取組を行っており、このうち、339都市が作成・公表している。県内では、宮崎市、都城市が計画公表済で、日向市、串間市、三股町、国富町、綾町、高千穂町が策定中。
- 本市は、令和2年度の計画策定を目指し、昨年度から「立地適正化計画」の策定に取り組んでいる。

2. 防災指針モデル地区の選定…資料1-3

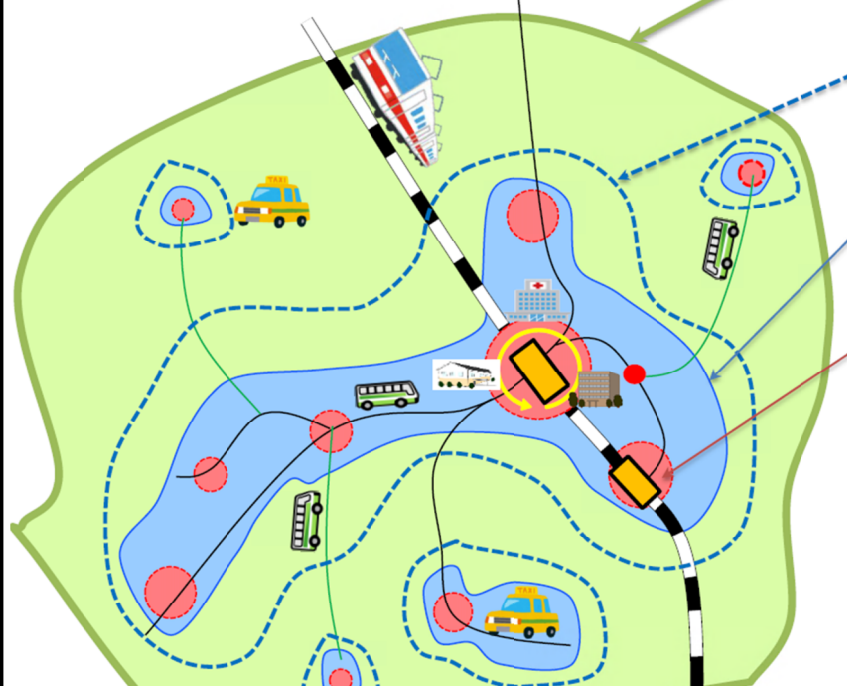
- 立地適正化計画を策定している都市において、浸水想定区域を居住誘導区域に含めている割合は88%となっており、都市構造や地域の実状により、災害ハザードエリアを区域に含めざるを得ない状況が見られる。これに加え、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえて、令和2年6月公布の改正都市再生特別措置法において立地適正化計画に、防災対策・安全確保策を定める「防災指針」を作成することが位置づけられた。
- この改正を受け、国は、今年7月10日の会議で、今年度に計画の策定や見直しを予定している全国の都市から、防災指針モデル都市として、本市を含む15都市を選定した。
- モデル都市は、国が設置した防災専門家による組織である防災タスクフォースから防災指針の作成や施策推進等に関する助言等を受けることができる。国は、モデル都市支援により得た知見をガイドラインとしてまとめ、全国展開していく方針としている。

3. 日向市立地適正化計画策定スケジュール(案)

年度	日付	会議名	内容
令和元年度	8.1	庁内策定会議（第1回）	現状分析、まちづくり方針
	10.31	策定委員会（第1回）	現状分析、まちづくり方針
	12.25	庁内策定会議（第2回）	誘導方針・区域
	1.17	策定委員会（第2回）	誘導方針・区域
	2.21	庁内策定会議（第3回）	誘導方針・区域
	2.28	策定委員会（第3回）	誘導方針・区域
令和2年度	7.10	[国]防災TF会議（第1回）	防災モデル都市選出
	7.31	庁内策定会議（第4回）	素案
	8.5	都市計画審議会（第1回）	素案
	8.24	防災TF事務局との協議（第1回）	防災指針
	8.26	策定委員会（延期）	
	9.24	防災指針手引き案（モデル都市への説明）	防災指針
	10.23	防災TF事務局との協議（第2回）	防災指針
	11.5	策定委員会（第4回）	計画案
	11月	庁内策定会議（第5回）	計画案
	1～2月	パブリックコメント、関係団体・住民説明会	計画案
	1月	市議会常任委員会報告	計画案
	2月	策定委員会（第6回）	計画案
	2月	都市計画審議会（第2回）	計画策定
	4月	関係団体(宅建協会、建築士会等)説明会	公表日、届出制度等
	4月以降	計画公表	

立地適正化計画のイメージ図

居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等のさまざまな都市機能の誘導を図ることにより、都市の機能を維持し、持続可能性のある都市を形成



**立地適正化計画区域
＝都市計画区域**

市街化区域等

居住誘導区域

都市機能誘導区域

R2法改正で新設

「防災指針」の作成（第2項第5号）

居住誘導区域にあっては住宅の、
都市機能誘導区域にあっては誘導施設の
立地及び立地の誘導を図るための
都市の防災に関する機能の確保に関する指針

＋
防災指針に基づく取組の推進に関して必要な事項
(第2項第3号)

都市機能誘導区域

医療や福祉・子育て・商業等の都市機能を集約しサービスの効率的な提供を図る区域
(都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定し、誘導施設を設定)

居住誘導区域

生活サービスやコミュニティ
が持続的に確保されるように
居住を誘導すべき区域

○542都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和2年7月31日時点)

○このうち、339都市が計画を作成・公表。

※令和2年7月31日までに作成・公表の都市（ ）

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村（◎：336都市）、都市機能誘導区域のみ設定した市町村（○：3都市）

(令和2年7月31日時点)

[illegible]

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>

- ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

- （予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
- （予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

防災コンパクト先行モデル都市 (R2.7.10時点)

< 選定の考え方 >

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市であり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- 他の自治体が防災指針を検討・作成するにあたり先行事例として模範・参考となるよう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等にあたり、河川管理者等との連携体制が整っていること

番号	市区町村名		人口 (H27国調)	立地適正化 計画公表日	番号	市区町村名		人口 (H27国調)	立地適正化 計画公表日	番号	市区町村名		人口 (H27国調)	立地適正化 計画公表日
		都道府県					都道府県					都道府県		
1	二戸市	岩手県	27,611	作成中	6	秩父市	埼玉県	63,555	作成中	11	倉敷市	岡山県	477,118	作成中
2	南陽市	山形県	32,285	作成中	7	厚木市	神奈川県	225,714	作成中	12	久留米市	福岡県	304,552	H29.3.31
3	郡山市	福島県	335,444	H29.3.31	8	福知山市	京都府	78,935	作成中	13	熊本市	熊本県	740,822	H28.4.1
4	須賀川市	福島県	77,441	R1.6.30	9	高槻市	大阪府	351,829	H29.3.31	14	益城町	熊本県	33,611	作成中
5	宇都宮市	栃木県	518,594	H29.3.31	10	忠岡町	大阪府	17,298	作成中	15	日向市	宮崎県	61,761	作成中